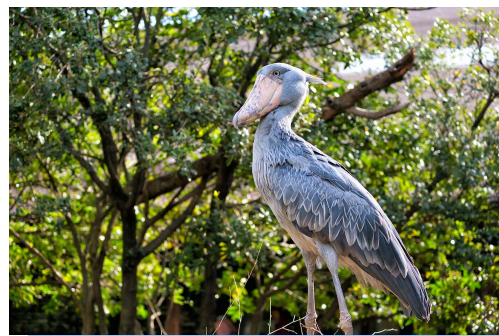


賛助会員求む！！

全定協では、目標額を50万円とし、賛助会員を募集しております。出所したばかりで、所持金が少ない対象者に対し、地域で再スタートができるよう準備金として活用できるよう各センターへ配分される予定です。

通信名の由来

ハシビロコウという鳥をご存知でしょうか？普段はじっと動かず立ち尽くしていることで有名な鳥ですが、実はその鋭い眼光で周囲を見つめ、獲物が近づいた途端、大きな翼を広げ獲物に襲い掛かります。私たち地域生活定着支援センターの職員も、日ごろは冷静に状況を見つめつつ、いざという時には素早く動ける存在になりたいという思いを込めて名付けました。



アンケート

今後のよりよい紙面づくりのためにアンケートにご協力ください。右QRコードよりアクセスしてご回答ください。



編集後記

ハシビロコウ通信第8号、いかがでしたでしょうか。今回は令和7年7月の拘禁刑施行に伴い、「矯正施設」の変化を中心とした特集号といたしました。

矯正施設を退所した方々が長く地域の住民として主体的に生活していくため、矯正施設も変化しつつあります。そのような大きな変化に際し、「福祉」の立場である定着支援センターができることは何か、また、帰っていく地域にどんな橋をかければいいのか、読んでくださった方々がそれぞれに思いを馳せるきっかけとなれば幸いです。(編集)

この通信はA3両面印刷2つ折りでお読みください。
複数部ご希望の場合は、全定協事務局までご連絡ください。

全国の地域生活定着支援センターの活動をお知らせするニュースレター

ハシビロコウ通信



Vol. 8

発行日: 令和7(2025)年 2月 25日

発行元: 全国地域生活定着支援センター協議会 〒854-0001 長崎県諫早市福田町357-1

E-mail: zenteikyo.jimu@gmail.com Tel: 0957-23-1332 Fax: 0957-24-1330

ホームページ: <https://zenteikyo-jimu.jimdofree.com/>



ホームページ

広報誌「ハシビロコウ通信」挨拶

立命館大学 法学部 教授
森久 智江 氏

変わる矯正施設



2025年6月、「拘禁刑」がはじまります。2022年の刑法改正により、従来の懲役刑(刑務所に拘禁され、刑務作業を義務付けられる刑罰)と禁錮刑(刑務所に拘禁されるのみで刑務作業の義務はない刑罰。ただ実際には受刑者の方が自ら刑務作業を願い出て行っていた)が一つの刑罰となったのが「拘禁刑」です。拘禁刑の特徴は、刑の執行中に矯正施設が「改善更生を図るため」に必要な、作業を行わせたり、指導を行ったりできると規定されたことです。単に刑務作業や指導を受けることを義務付けるだけではなく、それが社会復帰に役立つものであることが必要となったといえます。

これに先立って2024年、刑務官による被収容者の「さん」付け呼びの導入、また移動時の軍隊式行進の廃止等が行われました。またこの数年、全国の矯正施設でオープンダイアログやリフレクティング・プロセスといった「対話」の手法を採り入れようとする動きが徐々に見られるようになりました。2009年頃から、治療共同体(TC)と言われる対話の取り組みが、官民協働刑務所(PFI施設)のごく一部で採り入れられていましたし、薬物依存や飲酒や暴力等の困難を有する人同士の自助グループ等でグループミーティングは一般的に行われてきましたが、現在の動きは、被収容者同士(当事者同士)の対話だけではなく、職員と被収容者や、職員間の対話の促進をも目指すものです。

なぜこのような変化が必要になったのでしょうか。刑罰で社会復帰のために必要な何かをどれほど強制的・一方的に行ったとしても、最終的に社会で生活していくのは犯罪をした本人です。社会復帰をさせること、させ続けることはおよそできません。拘禁刑の目指すところを実質化していくには、本人が社会で他者とどう生きるのかを自らデザインしていくことができるよう、その自律性や主体性をこれまで以上に支えていくことが不可欠なのです。そのため、職員にも変化が求められます。まず他者の声を適切に聴き、受け止めたうえで、他者と対等な関係性を構築できるというコミュニケーションが、本人にも職員にも必要なのです。このような対話は、犯罪行為以前の本人の生活歴や経験を自ら捉え直すことや、トラウマ・インフォームド・ケア等の対人援助的な視点で犯罪の背景について考えることにも繋がります。拘禁刑は、ただ本人に対する処遇を変えるのみならず、職員や施設、ひいては犯罪に対する社会の見方にも、何らかの変容をもたらす可能性を有しているのかもしれない。

「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援事業」 の実践について

社会福祉法人 南高愛隣会
(長崎県地域生活定着支援センター受託法人)

◎目的

令和4年度から「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援事業」(以下、「本事業」といいます。)が令和8年度までの5か年間のモデル事業として実施されています。具体的なプログラム等は、長崎刑務所と業務委託契約を結んだ社会福祉法人南高愛隣会が担当しています。

本事業の目的は、知的障害を有する、もしくは疑われる受刑者の出所後の生活基盤の安定を見据え、受刑中からの訓練プログラムを構築することです。また、受刑中から出所後までを含めた息の長い支援体制を築くことで、全国に展開できるモデルを示し、こうした受刑者の再犯防止に資することを目指しています。

◎具体的な取り組み内容

前述の目的に基づき、当法人では、本事業の対象となる受刑者に以下のプログラム等を提供しています。

特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案	対象者の特性に応じた作業・訓練・教育内容のアセスメントと、それに基づく処遇計画の立案
受刑中の療育手帳の取得に向けた調整	受刑中の療育手帳申請に向けた資料作成や、対象者との面談の実施等
ジョブトレーニング	刑務作業に関する助言、職業アセスメント
MWS(ムース)	重さの計量、プラグ・タッパ組み立て、ピッキング
農園芸作業A・B(※)	花壇作り作業、種蒔き作業、花壇の鉢植え作業等
体感協調プログラムA・B	和太鼓の準備、演奏講習、メンテナンス等
感情表現プログラム	マスキングテープ、水彩画鉛筆等を使用したアート活動
ビジネスマナー	社会人としてのマナーや相談・報告の学習等
生活・対人スキルアップ学習	掃除や金銭管理、対人コミュニケーションの学習等
犯罪防止学習	犯罪類型、感情コントロールの学習等
福祉制度学習	就労及び生活面での福祉サービス・制度の説明
息の長い寄り添い型支援を可能とする調整	出所後も、地元等の関係機関が有機的に連携して中長期的な支援を可能とする包括的取り組み

※Aは主に一般就労や障害者雇用を希望する受刑者向け。Bは主に福祉サービス利用を希望する受刑者向け。

◎所感

上記プログラム等は、長崎刑務所の皆さんから深いご理解とご協力をいただき、順調に実施できています。特に実技(体験)を伴うプログラムはより効果が挙がっているように感じています。様々な物品の準備から細かな気配りまで、多岐にわたるご協力により、プログラムを受講している受刑者も気持ちの変化を感じているようです。また、学習プログラムでの気づきを当法人職員が刑務官の方と意見交換し、互いの参考にするなどの交流が自然にできていることも、受託者として大変嬉しく思っています。

プログラムを受講した受刑者の反応も良好で、実技(体験)的なプログラムは特に印象に残っているようです。農園芸作業では「花を植えるのが楽しい」などの声があり、体感協調プログラムでは「仲間と演奏できて嬉しかった」「協調性がついた」などの声がありました。このように前向きな声が増えてきているので「再犯を繰り返さない」「相談してつまずきを乗り越えよう」という気持ちを出所後も持続できるよう、プログラムの充実とともに支えを持って再出発するという取り組みにも注力したいと考えています。

矯正展で定着支援ブースを出展 長崎定着 藤高さんにインタビュー

○全国の刑務所において、年に1～2回程度、刑務作業について広報し、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売などを行うイベント「矯正展」が開催されています。その「矯正展」において「定着支援センターブース」を設置し、周知啓発活動をいち早く行った長崎県地域生活定着支援センターの藤高剛さんにお話を伺いました。

(インタビュー:福岡県地域生活定着支援センター 蔦谷 暁)

—矯正展に定着のブースを出されるのはあまり見かけないと思いますが、経緯を教えてくださいませんか？

もともと全定協の中で、定着も矯正展にブースを出してはどうかと、数県の定着支援センターで話していたことがきっかけで、最初に参加したのはコロナ禍の直前でした。それ以来、感染対策のために開催自体が中止されていました。昨年、再び開催が決まった際に、こちらから「また出展したい」と提案をしました。今年は逆に刑務所側から声をかけていただき、継続して出すことになりました。

—矯正展でのブース出展はどのような目的があるのでしょうか？

定着支援の取り組みを広く知ってもらうことが目的ですね。刑務所や更生保護会などの関係機関が集まる矯正展は、地域の方々に活動を直接説明できる貴重な機会です。定着支援は、一般の方にはなかなか理解されにくい部分もあるので、更生保護の活動に対して興味をお持ちの方がたくさん来場される矯正展という機会を通じて活動内容を伝えています。

—準備段階ではどのような工夫をされたのでしょうか？

全定協のポスターや、センターのパンフレットを用意しました。今年は、刑務所側からの提案もあり活動の内容を盛り込んだパネルを新たに作成しました。現地ではテントにこれらのパネルを貼り付け訪れた方が立ち寄りやすいように工夫しました。全定協の募金箱を設置し、募金の呼びかけも行いました。

—実際の成果や反応はいかがでしたか？

思っていた以上に多くの方に興味を持っていただけました。地域の方なども「定着支援とは何か？」と詳しく質問してくれる場面が多く見られました。ブースを通じて、支援活動の認知が少しでも広がったことは大きな成果だと感じています。募金も思ったより多くの額が集まり、全定協の活動の助けになりそうです。

—今後の展望についてお聞かせください。

継続的にブースを出すことで、定着支援への関心が高まっていることを実感できています。今後全国でも同じように、定着が矯正展にブースを出す活動が広がっていけば、さらに定着支援の活動をアピールしていけると感じています。

—ありがとうございます。今回のお話を参考に、当センターでもブースの出展を検討したいと思います。



ライトプラスを導入した経緯 ～神奈川県の場合～

神奈川地域生活定着支援センター 有吉 圭太

神奈川定着でライトプラスを導入した経緯としましては、私が令和2年度に全定協の情報セキュリティ部会へ参加させていただいたことがきっかけです。当時はライトプラスの前身である「Raito」を各センターが使用・運用しておりましたが、そのRaitoが不具合とサポート終了により使用継続が困難となりましたので、その後継としてライトプラスが開発中であると伺っていました。

令和3年度に私が情報セキュリティ部会長を拝命した際、ライトプラスの本格運用を目指していくつかのセンターへ試験・先行的に使用・運用していただくこととなりました。その際、自分自身がライトプラスを使っていない状況では普及啓発も出来ないと考え、神奈川定着でもライトプラスの試験運用を開始しました。今までの神奈川定着はRaitoも使用しておらず、ワードとエクセルのみで記録作成等をしておりましたので、ライトプラスを導入したことで対象者情報の職員間での共有化や記録作成の利便性が大きく向上しました。また、先行運用していただいた各センターから色々改善点をいただきながらも概ね評判が良かったため、令和4年度から全国のセンター向けに本格運用を始めました。



旧Raito画面

ライトプラス画面

ライトプラスの大きな特徴としましては、先述した点に加えて、「クラウド化により導入が容易である」「インターネット環境があれば外出からでも記録作成や確認が可能」「今まで大きな労力が必要だった国への統計報告が自動算出可能になった」という部分が挙げられます。それ以外にも他センターとの情報のやり取りや今後のアップデートによって機能拡充が可能になるといった部分も皆様に使っていただきたい魅力の一つです。

一方で現状での課題も出ており、良く挙げられるのは「県主管課が個人情報保護の観点から使用を認めてくれない」「操作方法が良く分からない」といった声はいただいております。前者に関しては全定協でセキュリティのグランドルールを作成しており、必要があれば県主管課に説明することも出来ます。また、後者に関しましてはより多くの皆様の使っていただけるよう、使用方法のマニュアル作成と操作方法のシンプル化を図っているところです。ライトプラスは日々進化しておりますので、まだ運用していないセンターで関心がある等ありましたら、いつでも気軽にお問い合わせください。今後とも宜しくお願いいたします。

札幌刑務所における精神障害受刑者に対する取組について

札幌刑務所 統括矯正処遇官（社会復帰支援モデル事業担当） 馬場 将宏

1 モデル事業に至る背景と課題

令和4年度矯正統計年報によると、令和4年度の新受刑者のうち精神障害（知的障害を含む）の診断をされている者は全国で2,435人で、全新受刑者の約17%を占めています。また、精神疾患について十分理解し、対応できる職員が限られており、出所後の自立した生活に必要な福祉的支援等を十分に提供できていない実情がありました。

2 取組に当たってのポイント

(1) 他職種チームによる処遇

刑務官のほか、医師、看護師、調査専門官、作業療法士、福祉専門官、心理の専門家である調査専門官等が関わり、専門的知識等を共有しながら、個々の特性に応じた処遇を実践しています。

(2) 多機関連携

医療機関のノウハウを活かした処遇を実施しつつ、更生保護官署等と連携し、在所中から出所後に支援いただく団体への訪問や見学を積極的に実施していきます。

3 具体的な実践内容

(1) 作業

認知機能や身体機能の維持向上等を目的とし、折り紙等の手芸や脳トレ、パソコンの基本操作等に取り組んでいます。

(2) 主なプログラム

① 社会復帰支援

生活能力、社会保障、出所後の支援等について、福祉専門官が中心となって実施しています。

② 認知行動療法的アプローチを用いた指導

自身の心身の状態や、ストレスに気づき、対処する方法等について、作業療法士が中心となって実施しています。

③ ミーティング

1回1時間程度、対象者と職員が様々なテーマについて話し合いをしています。

④ 疾病教育

看護師が障害について指導し、正しく理解するよう働きかけを行っています。



4 実践しての所感・成果と課題

対象者はそれぞれが少しずつ自身の特性に気づき、前向きに取り組んでいる様子が見受けられます。今後は、特性ごとにグループ分けし、プログラムを充実させていきたいと考えています。

5 今後の取組について

初期の対象者から順に社会復帰の時期が近づいてくるため、出所後に利用する施設等の見学や、関係者とのケース会議、情報共有が重要となり、他機関とのさらなる連携協力が必要になります。

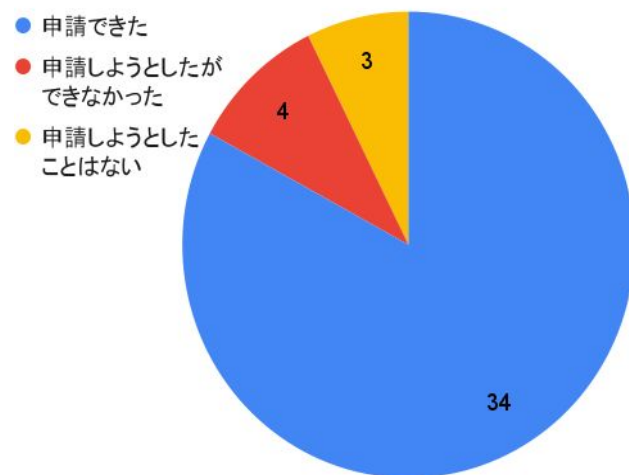
当所での取組についてより多くの方に知っていただき、ご理解いただけるよう努めていきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

刑務所入所中の行政手続きについてのアンケート

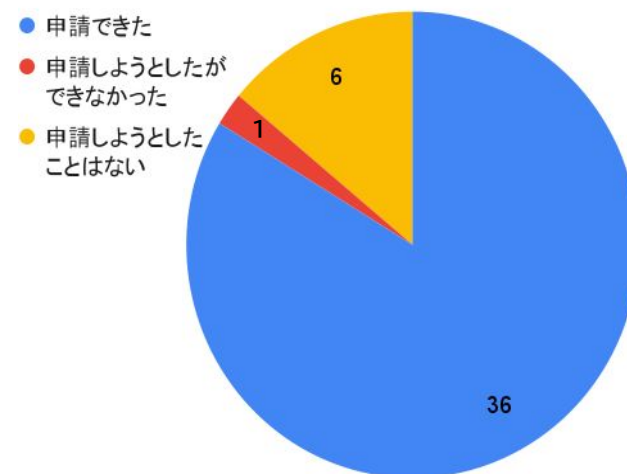
対象者の出所後、安定した生活のためにも、刑務所入所中の行政手続きは重要ですが、各県、各刑務所によって、取り扱いや考え方に差があるのが現状です。

このコーナーでは、全国の定着支援センターと刑務所での取り組み状況について各県の定着支援センターにアンケートを実施し、その結果を発表します。

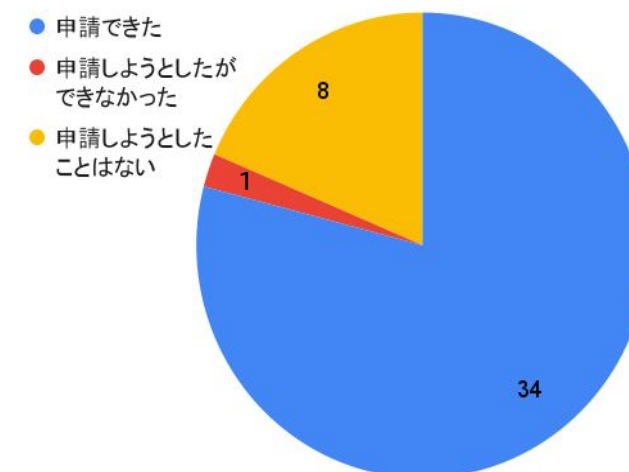
障害者手帳の申請(障害種別問わず)



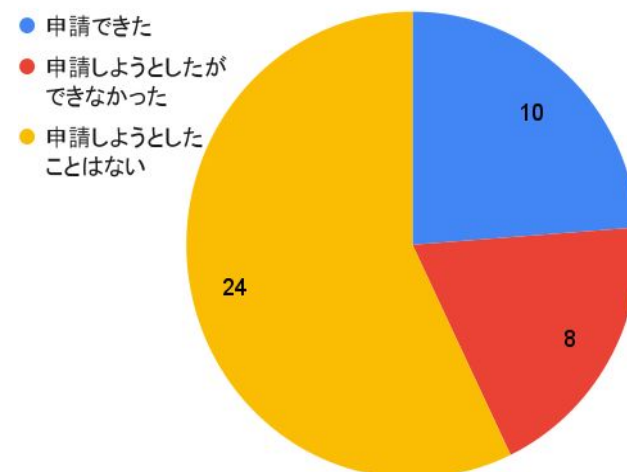
障害福祉サービスの申請



介護保険の申請



障害年金の申請



刑務所入所中の行政手続きについてのアンケート

このページでは、解答の補足、刑務所入所中の手続きについて困ったこと、刑務所と連携して助かったことなどへの回答を要約してお伝えします。

福祉手続きの課題と工夫

矯正施設内での福祉手続きには多くの課題があり、その対応は施設や地域によって異なります。

困難だったケース

- 障害者手帳申請では、身体障害者手帳は外部受診が必要で、刑務所医師が指定医でない場合は取得できない。また、精神保健福祉手帳は「出所後の生活に直結しない」と判断され、後回しにされるケースがあった。
- 障害年金申請では、「金銭利益のため」と見なされ、診断書作成を拒否されることがあります。その結果、更新が滞り、受給再開に時間がかかるケースも見られます。
- 障害支援区分調査では、専門的な判断ができないとされ、調査依頼を拒否されることがあり、調整に時間がかかる場合もありました。

各定着の工夫例

- 医師名記載を求める行政に対しては、矯正施設長名の証明書を添付することで対応した事例があります。
- 仮釈放が急に決まった場合には、刑務所が出所前に申請手続きの一部を進め、出所後速やかに福祉サービスにつなげたケースがあります。
- 成年後見制度の診断書について、他県の刑務所が協力的に対応し、申請が可能となった事例がありました。

柔軟な対応の例

- 一部の刑務所では、介護保険の申請や生活保護費の返納手続きを柔軟に行い、スムーズに進めることができたケースがあります。
- 処方薬の提供については、生活保護申請を考慮し、交渉の結果、必要な期間分を確保した例も見られます。
- 一部の刑務所では、障害者手帳や福祉サービス申請に積極的に協力しており、他地域に比べて支援が進んでいる印象があります。

課題と改善の提案

地域や施設による対応のばらつきが課題です。特に、医師や刑務所、自治体の裁量による対応の違いが出所後の支援に影響するため、統一的な基準と柔軟な対応が求められます。